

補足給付の見直しにより対象から除外された方への対応

(2016年愛知自治体キャラバンまとめ)

補足給付の見直しで居住費・食費補助を対象外とされた方への救済として措置制度の活用を求めた。「市独自の軽減は困難」「仕方がないものとして理解」等、独自の救済に否定的な回答が多いが、国の「特例減額措置」活用を示した自治体が11ある。措置制度を視野に入れた回答は5件だった。

市町村名		項目
1	名古屋市	市独自の軽減は困難。
2	豊橋市	一定の要件を満たした方は「特例減額措置」による補助が可能。
3	岡崎市	制度改正の手続きにしたがって、所得要件と資産要件に基づいて判定し、負担軽減を行っている。
4	一宮市	市独自の救済制度はありません。
5	瀬戸市	仕方がないものとして理解している。
6	半田市	一定の要件を満たした方は「特例減額措置」として第3段階を適用することができる。
7	春日井市	要件を満たせば対象となる救済措置がある。
8	豊川市	特例減額措置に基づき要件を満たす方については負担軽減を行っている。
9	津島市	境界層措置、高齢者虐待防止対策でのやむをえない事由の対象要件該当者には措置対応。
10	碧南市	国の制度改正に基づき、適切な事務を進めている。
11	刈谷市	特例減額措置などの案内をしている。
12	豊田市	
13	安城市	一定の要件を満たせば、申請によって特例的に支給される。
14	西尾市	市独自の措置制度は考えていない。
15	蒲郡市	改正後の制度で対応。やむを得ない事由への措置は考えていない。
16	犬山市	介護保険法及び施行規則に基づき、適正な対応をしている。
17	常滑市	対象外の方が一律に措置制度該当とは考えていない。それぞれの要件に基づき運用していく。
18	江南市	課税層に対する特例減額措置がある。
19	小牧市	対象外となった方に措置制度を活用することは考えていない。
20	稲沢市	今回の見直しで公平性を高めるために、ご理解いただきたい。
21	新城市	他サービス利用者、在宅生活者との公平性確保のため、慎重に対応したい。
22	東海市	厚労省から激変緩和措が示されている。この措置は事業所が講じる制度であり広域連合は指導できない。
23	大府市	
24	知多市	
25	知立市	施設側とも連携をとり、特例減額措置の相談を受け付けた。
26	尾張旭市	補足給付については、国の示す基準に基づき実施している。
27	高浜市	予定はない。
28	岩倉市	近隣市町の状況見ながら研究していく。
29	豊明市	退所事例は聞いていない。特例減額措置を適用することも可能。
30	日進市	介護保険法例の基幹原則、社会保険方式の趣旨に則り対応していく。
31	田原市	介護保険制度に則り対応していく。
32	愛西市	補足給付の見直しで介護保険施設への入所ができなくなることはない。
33	清須市	国の示す基準に基づき運用していく。
34	北名古屋	措置制度の趣旨に則り、判断する。
35	弥富市	やむを得ない事由に対しては、措置制度の活用も個別ケースごとに検討する。
36	みよし市	
37	あま市	今のところ考えていない。
38	長久手市	長久手市老人ホーム入所判定委員会で判定された場合は措置制度適用となる。
39	東郷町	特例減額措置を申請に基づき適切に対応していく。
40	豊山町	法令の範囲内で実施している。
41	大口町	措置制度は個別に案件を判断し制度に準じた運用をしている。
42	扶桑町	特例減額措置の要件を満たす場合は第3段階とみなし補足給付を行う。
43	大治町	国の基準に基づき実施していく。

市町村名		項目
44	蟹江町	法令通りとする。
45	飛島村	該当する被保険者がいないため実施していない。
46	阿久比町	現在は考えていない。
47	東浦町	この措置は事業所が講じる制度であり広域連合は指導できない。
48	南知多町	現行通りの運用と考えているが、検討していく。
49	美浜町	法のとおり運用している。
50	武豊町	現行制度で実施する。
51	幸田町	国の基準に準じて対応していく。
52	設楽町	制度に基づいた手続きを行う。
53	東栄町	措置制度も含め検討中。
54	豊根村	実施予定はない。